

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除の対象となる寄附金)</p> <p>第29条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する<u>もの及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した<u>金銭</u>とする。</p> <p>(ゴルフ場利用税の税率の特例等)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項又は法第75条の2、第75条の3若しくは<u>附則第12条の2</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、同項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提示し、同項第2号若しくは法第75条の3各号に掲げる利用又は<u>法附則第12条の2</u>に規定する利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(中小法人等に対する法人税割の不均一課税)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項若しくは同法第88条（同法<u>第145条の5</u>において準用する場合を含む。）の規定によ</p>	<p>(寄附金税額控除の対象となる寄附金)</p> <p>第29条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する<u>寄附金及び知事の所管に属する公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号</u>に規定する公益信託の信託財産とするために支出した<u>寄附金</u>とする。</p> <p>(ゴルフ場利用税の税率の特例等)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項又は法第75条の2、第75条の3若しくは<u>附則第12条の2の2</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、同項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提示し、同項第2号若しくは法第75条の3各号に掲げる利用又は<u>法附則第12条の2の2</u>に規定する利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(中小法人等に対する法人税割の不均一課税)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項若しくは同法第88条（同法<u>第145条の13</u>において準用する場合を含む。）の規定によ</p>

り法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7 [略]

(種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。））、一般乗合用バス等（第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。）

り法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7 [略]

(種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。））、一般乗合用バス等（第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第7項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。）

及び被けん引自動車を除く。) に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

2・3 [略]

及び被けん引自動車を除く。) に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第5条の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の岩手県県税条例第29条の規定の適用については、同条中「寄附金と」とあるのは、「寄附金(知事又は教育委員会の所管に属する同法による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭を含む。)」とする。